

－1施設とは（介護サービス事業所等・障害者施設等）①－

－前提－

- ・高齢・障害（者・児）とも同一事業所番号で、複数サービスを展開されている施設もある。
（「高齢者」・「障害者」・「障害児」の分野を超えて同一の事業所番号は使用しない）
- ・「事業所番号、サービス種別、施設・事業所名称、住所」が各対象事業所・施設として、補助限度額を判断する単位になる。

例	指定方法	事業所番号	分野	サービス種別	施設・事業所名称	定員※	サービス提供場所	補助限度額(税抜)		
								基準額	加算	計
①	単独	12	障害・者	入所A（共同生活援助）	〇〇ホーム	10	1階	100万円	—	100万円
	単独	23	障害・児	通所B（放デイ）	〇〇クラブ	10	2階	100万円	—	100万円
②※	多機能	12	障害・児	通所A（児童発達）	児童発達〇〇	10	2階	100万円	—	100万円
		12	障害・児	通所B（放デイ）	放デイ〇〇		1階			
③※	多機能	15	障害・者	通所A（生活介護）	〇〇〇作業所	40	2階	100万円	33万円	133万円
		15	障害・者	通所B（就労B）			1階			
④※	多機能	17	障害・者	通所A（生活介護）	〇〇〇事業所	10	2階	100万円	—	100万円
		35	障害・児	通所B（放デイ）	放デイ〇〇	10	1階			
⑤※	障害者支援施設	40	障害・者	入所A（施設入所支援）	障害者支援施設 〇〇園	60	2階	100万円	93万円	193万円
		40	障害・者	通所B（生活介護）			1階			
⑥	単独	51	高齢	入所A（介護老人保健施設）	老人保健施設〇〇	80	2階	100万円	153万円	253万円
	単独	89	高齢	通所B（通所リハ）	デイケアサービス〇〇	50	1階	100万円	63万円	163万円
⑦	単独	45	高齢	入所A（介護老人福祉施設）	〇〇ホーム	40	2階	100万円	33万円	133万円
	単独	45	高齢	通所B（通所介護）	〇〇ホーム	40	1階	100万円	33万円	133万円
⑧	単独	66	障害・者	通所A	〇〇園	20	1階1号室	100万円	—	100万円
	単独	78	高齢	通所D（通所介護）	デイサービス〇〇	40	1階2号室	100万円	33万円	133万円

※②③④⑤のケースは「障害者」「障害児」のみ。補助限度額を算定するための定員は、多機能型事業所・障害者支援施設として指定を受けた定員。⑤については次のページも参照

－1施設とは（介護サービス事業所等・障害者施設等）②－

⑤のケース：「障害者支援施設」について

施設入所支援(※)を行うとともに、入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設

※「施設入所支援」

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う

(例1：入所＝通所定員)

<u>夜間：施設入所支援</u>	【入所】	(サービス種別定員60)	} 定員60で計算
+			
<u>昼間：障害福祉サービス</u>	【通所】	(サービス種別定員60)	

(例2：入所+入所以外＝通所定員)

<u>夜間：施設入所支援</u>	【入所】	(サービス種別定員60)	} 定員80で計算
+			
<u>昼間：障害福祉サービス</u>	【通所】	(サービス種別定員80)	

入所する者の利用：60
入所以外(地域)からの利用：20

[対象となる通所サービス]

- ・生活介護(入浴・排泄・食事等の介護、創作的活動・生産活動の機会の提供)
- ・自立訓練(自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体的機能の維持又は生活能力向上の維持向上のための訓練を行う)
- ・就労移行支援(一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行う)
- ・就労継続支援A型(一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のための必要な訓練を行う)
- ・就労継続支援B型(一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のための必要な訓練を行う)

— 短期入所（障害者施設等） —

(同一所在地)

入所施設・通所系事業所



定員
含める



定員
含める

定員含めない



短期入所（併設型・単独型）は
入所施設や通所系事業所と
同一所在地にあるものは、定員に含める。
* 訪問系事業所と一体で運営、短期入所のみ
で運営している事業所は1施設として申請。



この図の人数での
補助金申請定員は**40人**
(短期入所併設型と単独型はい
ずれかになる)

— 短期入所生活介護（介護サービス事業所等） —

(同一所在地)

入所施設・事業所



30人



短期入所生活介護（併設型）

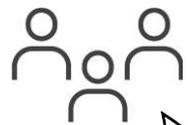


10人

定員含める



短期入所生活介護（空床型）



定員含めない



この図の人数での
補助金申請定員は**40**人

— 多機能型（障害者施設等） —

多機能型事業所

◆以下各法に基づく事業のうち2つ以上を一体的に行うもの

①障害者総合支援法

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

②児童福祉法

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援（※）、保育所等訪問支援（※）

※（訪問系）以外は、通所系サービス

◆利用定員：20人以上

※児童福祉法に基づく事業が対象のみの場合⇒**10人以上**

※重度心身障がい児のみ対象とする場合⇒**5人以上**



<よくある事例>

【障害者】多機能型事業所 40人

- ・生活介護（20人）
- ・就労継続支援B型（20人）

【障害児】多機能型事業所 10人

- ・児童発達支援（5人）
- ・放課後等デイサービス（5人）
- ・保育所等訪問支援（定員なし）



- ・京都府が「多機能型事業所」として指定(府域)
- ・「多機能型事業所」としての「合計定員」を定めている。

※「児童者多機能型事業所」の場合は、事業所番号が異なる

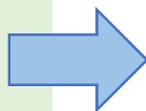
併設の考え方

多機能型事業所の概念がない介護サービス事業所の場合
単独型運営の障害者施設等の場合

補助金対象事業AとBそれぞれで申請可能



事業所番号26xxxxxx12
施設名：〇〇〇ホーム
1階：補助金対象事業A 10人
2階：補助金対象事業B 20人
工事場所：1階

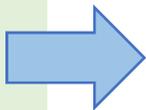


申請書
事業所番号26xxxxxx12
施設名：〇〇〇ホーム
サービス種別：補助金対象事業A
定員：10人

申請書
事業所番号26xxxxxx12
施設名：〇〇〇ホーム
サービス種別：補助金対象事業B
定員：20人



事業所番号26xxxxxx24
施設名：〇〇〇ホーム
補助金対象事業A 15人



申請書
事業所番号26xxxxxx24
施設名：〇〇〇ホーム
サービス種別：補助金対象事業A
定員：15人



事業所番号26xxxxxx24
施設名：〇〇〇ホーム
補助金対象事業B 20人

申請書
事業所番号26xxxxxx24
施設名：〇〇〇ホーム
サービス種別：補助金対象事業B
定員：20人

－ 共同利用場所の考え方 －



問合せ内容	回 答
<p>食堂の空調設備を更新する。 事業費としては400万円。 事業所ごとに申請できるかどうか？ できるのであれば、どのように申請を行えばよいか？ (見積書をわけると、具体的な対応方法)</p>	<p>補助申請・限度額の考え方：①②事業所分けて申請 (共同利用しているが、それぞれの定員に見合う食堂の場を併せもっているものとの考え) 事業所番号① (多機能型事業所：就労継続支援B型・生活介護) + 短期入所 40人 + 4人 限度額：145万円 事業所番号② (生活介護) 20人 限度額100万円</p> <p>補助金申請については、事業費を定員按分して申請 (見積書は共有で可) ①400万円×44人/64人 ②400万円×20人/64人 様式には事業費・経費を按分額入力し、その他は人数などは様式記入例どおり。 結果、今回のケースは以下となる。 ①400万円×44人/64人 = 275万円 限度額145万円、所要額145万円 ②400万円×20人/64人 = 125万円 限度額100万円、所要額93.7万円</p>

－空調・換気設備について－

空調設備

－更新－

施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、年間消費電力量(kWh)等が少ないもの

－新設－

施設に付帯する設備であること

換気設備

－更新－

施設に付帯する設備であり、更新前のものと比較し、年間消費電力量 (kWh)が小さいもの又は熱交換型の第一種換気設備を備えた設備

→「熱交換型の第一種換気設備」 給気・排気ともに機械換気を行う（第一種換気）ことで、確実な換気が可能、かつ熱交換により温度変化の抑制が可能なもの

対象外（以下施設に付帯しないため）

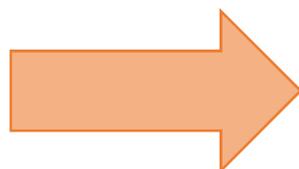
「扇風機、サーキュレーター、空気清浄機、CO2測定器、加湿器、次亜塩素酸噴霧器、エアカーテン、紫外線照明等」

— LED化 —

要件：照明機器の更新にあたり、新たにLED化するもの

- ・ 同じ使用用途であれば、照明の分割設置も可能です。例えば、「照明効率の関係から、500W 蛍光灯 1 灯を60WのLED 3 台にする」場合は、結果的に台数が 1 台から 3 台に増えますが、新設とはみなさず、既存設備に替えて設置したものとして取り扱います。
- ・ また、同じ使用用途であれば、設置個所を変えることも可能です。例えば、「これまで 3 台 × 8 列で配置していたが、4 台 × 6 列に再配置する」場合が該当します。

蛍光灯



- ・ LED
- ・ 人感センサー付LED
- ・ 人感センサー付LED+人感センサー制御装置



- ・ 人感センサー制御装置のみ追加

